

令和2年2月4日

各指定介護事業所管理者 様

大阪市福祉局高齢者施策部
事業者指導担当課長

新型コロナウイルス感染症にかかる注意喚起について（第3報）

標題について、先日来、新型コロナウイルス関連の肺炎発生防止策徹底について依頼させていただいておりますが、今般、国及び本市健康局より各関係機関の利用者への注意喚起や新型コロナウイルスに関する正しい認識について、関係機関へ周知するよう改めて通知がありました。

新型コロナウイルスについては、風邪やインフルエンザと同様に、まずは咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うことが重要となります。

つきましては、各施設並びに事業所において、別添のリーフレット等もご活用のうえ、職員をはじめ利用者のみなさまへ注意喚起いただきますよう御協力をお願いします。

また、新型コロナウイルスに関する正しい認識をご理解いただけるよう厚生労働省のホームページにおいて「新型コロナウイルスに関する Q&A」等が公表されておりますので、併せてご周知いただきますようお願いいたします。

記

1 利用者への注意喚起<例>

- ・咳エチケットの啓発用ポスターの掲示・リーフレットの設置
- ・トイレ等での手洗い啓発用ポスターの掲示
- ・手指消毒剤（アルコール等）の設置並びに利用

※ 保健所作成のリーフレット及び厚生労働省作成のリーフレットのデータを添付しておりますので、ご活用ください。

2 厚生労働省ホームページ

○「新型コロナウイルスに関する Q&A」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

○「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版（2019年3月）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ninchi/index_00003.html

（ 大阪市福祉局高齢者施策部
介護保険課（指定・指導グループ）
電話（06）6241-6310 ）